

令和6年度 洞爺湖町保育所新規利用児童の募集

令和6年4月1日から、新規に洞爺湖町立保育所の利用を希望する児童（令和5年10月1日以前に生まれ、洞爺湖町に住民登録をしている児童）を次のとおり募集いたします。

保育所を利用できる基準

保育所は、保護者等が日中に家庭で十分保育ができない場合、その保育に欠ける間、保護者に代わって保育をすることを目的とした児童福祉施設です。保護者等が次の基準に該当し、保育の必要性に応じた認定（支給認定）を受けた世帯で、保育所での集団生活が可能なお子さんをお預かりします。

- 入所基準**
- ① 1ヶ月において48時間以上就労している（就労時間の下限が設定されています）
 - ② 妊娠中か出産後間もない
 - ③ 病気、負傷又は心身に障がいがある
 - ④ 同居親族を常時介護または看護をしている
 - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている
 - ⑥ 求職活動中を行っている（入所期間は3ヶ月間に限る）
 - ⑦ 就学及び職業訓練を受けている
 - ⑧ 児童虐待の恐れ、または配偶者からの暴力により保育が困難な場合
 - ⑨ 育児休業する場合、育児休業に係る子ども以外の子どもが保育所を引き続き利用することが必要な場合

洞爺湖町の保育所一覧

保育所名・所在地	対象児童	定 員	保 育 時 間	特別保育
本町保育所 (本町 42-1)	令和6年 4月1日現在	60名 うち1歳児6名、2歳児12名	●月曜から土曜日 ●保育標準時間（7:30～18:30）または 保育短時間（8:30～16:30）の間で保育に欠ける時間	障がい児保育
入江保育所 (入江 190-290)	満1歳以上の 児童	90名 うち1歳児6名、2歳児12名		
桜ヶ丘保育所 (洞爺湖温泉 190-8)	生後6ヶ月以上 の児童	60名 うち0歳児8名、 1歳児6名、2歳児6名		●障がい児保育 ●乳児（0歳児） 保育
洞爺保育所 (洞爺町 59-13)		35名 うち0歳児3名、 1歳児6名、2歳児6名		

※保育時間（保育時間は就労時間により認定されています）

- 保育標準時間…就労時間が1ヶ月あたり120時間以上の方で、1日最長11時間（7:30～18:30）の利用
- 保育短時間 … “ 48時間以上120時間未満の方で、1日最長8時間（8:30～16:30）の利用

※特別保育

- 障がい児保育…希望する場合は、次の事項にご注意願います。
 - ① 申請書等の他に、記載していただく書類や、提出していただく書類（身体障害者手帳や療育手帳の写し、療育・医療機関の意見書の写し等）があります。
 - ② 障がいの状況によっては、各保育所の設備や状況により、希望する保育所への入所とならない場合があります。
- 乳児（0歳児）保育…桜ヶ丘保育所、洞爺保育所において実施しています。生後6ヶ月以上の乳児を対象としており、定員は桜ヶ丘8名・洞爺3名です。

新規利用の申込み

「施設給付費・地域型保育給付費等支給兼利用申請書」（以下申請書）に必要事項を漏れなく記入し、関係書類を添えて下記の期日等に持参し提出していただきます。その際、聞き取りにより記載内容等の確認をいたします。

1. 書類受付日

●本町保育所、入江保育所、桜ヶ丘保育所 入所希望の方

【日時】令和6年1月12日（金）午前9時00分～午前12時00分まで

【場所】洞爺湖町健康福祉センターさわやか

※入所するお子さんの面談を各保育所で実施することになりますが、その日時については後日お知らせいたします。

●洞爺保育所 入所希望の方

【日時】令和6年1月11日（木）午前9時30分～午前12時00分まで

【場所】洞爺保育所

※面談を実施しますので、入所するお子さんと一緒にお越しください。

- 上記日時に持参できない方は、令和6年1月15日（月）～19日（金）の期間に、子育て支援課（健康福祉センターさわやか内）へ持参してください。
（土・日・祝日を除く午前8時45分～午後5時30分まで）

2. 提出書類・持参するもの

- 申請書（児童1人につき1枚の提出が必要です）
 - 保育が必要な理由を証明する書類
例：入所基準が①の場合…就労証明書、入所基準が②の場合…母子手帳の写し、
入所基準が③④の場合…診断書、入所基準が⑥の場合…ハローワークカードの写し
 - 世帯全員分の個人番号カードか通知カード
 - その他、提出を求める書類
- ※申請書及び就労証明書の用紙については、子育て支援課・各保育所・洞爺総合支所・洞爺湖温泉支所の窓口で受取、または町ホームページよりダウンロードが可能です。

その他注意事項

1. 利用定員等により、希望する保育所を利用できない場合がありますので予めご了承ください。この場合、改めて世帯の保育に欠ける理由や状況をお伺いし、保護者の勤務時間や世帯状況等の内容に基づき入所選考により利用児童を決定いたします。
2. 利用の可否については、2月下旬頃にその旨の文書を郵送によりお知らせいたします。
3. 洞爺湖町に居住し、勤務場所等の都合で洞爺湖町以外の近隣市町（伊達市、豊浦町、壮瞥町）の保育所の利用を希望する場合は、子育て支援課へお問い合わせください。ただし、この場合の対象児童の年齢は、令和6年4月1日現在で生後6ヶ月以上の児童に限ります。

保育所申込の問い合わせ先

洞爺湖町役場総務部子育て支援課 保育係

【電話】0142-82-7100

【住所】洞爺湖町栄町63番地1 健康福祉センターさわやか

令和5年10月1日から
担当課が変わりました！

洞爺湖町ホームページ

